

# 個人 1

受付	令和 7 年 11 月 19 日 午前・午後 9 時 00 分
----	------------------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

令和 7 年 11 月 19 日

尾張旭市議會議長 殿

氏名 櫻井直樹

尾張旭市議會規則第 50 条第 1 項の規定により 12 月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 2 件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以降 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



質問事項 No. <u>1</u>	初期日本語教育と指導者の位置付けについて
要旨	<p>昨年の6月定例会で、外国人児童生徒への初期日本語教育について質問し、「今後もボランティアの皆様の支援を受けて初期日本語教育の対応を進めていきたい」との答弁がありました。また、「今後の外国人児童生徒の増加にも対応できるよう、しっかりと調査研究をしてまいりたい」との答弁でした。</p> <p>1年半が経過し、調査研究は進んでいると思いますが、現状について、次の4点について答弁を求めます。</p> <p>(1) 現状認識について      日本語が話せない外国にルーツを持つ子どもに対する初期日本語教育の重要性をどのように認識しているのか伺います。</p> <p>(2) 取り出し指導について      初期日本語教育を効果的に進めるためには、個別の取り出し指導が必要ですが、昨年の質問では、「ボランティアが別室で取り出し指導を行う際には、教員の同席が必要になる」という答弁でした。      しかし、実際は、教員が同席することがないまま、取り出し指導ではなく、教室への入り込み指導を依頼されているのが現状です。      なぜ、教員が同席する取り出し指導が進まないのか伺います。</p> <p>(3) 日本語指導員について      愛知県教育委員会の資料には、「市の日本語指導員」であれば、取り出し指導ができると明記されています。また、ボランティアの方々は、無償で活動を続けることに、メンバーの開拓や活動の継続性に不安を感じています。      そこで、取り出し指導ができ、有償で活動できる「市の日本語指導員」として、ボランティアを位置付け直す指導体制が必要だと考えます。      本市の見解を伺います。</p> <p>(4) 補助制度の活用について      他の自治体では、国や県の補助制度を活用しながら有償指導者を雇用する仕組みを導入しているところがあります。      ボランティアを「市の日本語指導員」として位置付ける指導体制を構築するために、国や県の補助制度を活用してはいかがでしょうか。      本市の見解を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2</u>	在宅避難者への支援体制について
要旨	<p>南海トラフ地震などの巨大地震が発生した場合、住宅に被害を受けた方々は指定避難所に避難することになります。しかし、指定避難所の収容人数には限りがあり、自治会では「在宅避難の備え」を呼び掛けています。</p> <p>その中で、飲料水や非常食の備蓄、簡易トイレ対策、家具の転倒防止や家の耐震対策などの周知を図っていますが、能登半島地震では、自宅で避難生活を送る方が多く、その結果、物資や飲料水の支援が行き届かず、在宅避難者への対応が課題となりました。</p> <p>本市としては、在宅避難者は、避難所利用者登録票を指定避難所に提出することにより、支援物資の提供などの支援が受けられることになっていますが、実際、どのような手順で在宅避難者に支援物資が手渡るのでしょうか。</p> <p>そこで、在宅避難者への支援体制について、次の3点について答弁を求めます。</p> <p>(1) 在宅避難者の支援方針について      本市において、在宅避難者をどのように位置付け、どのように支援していく方針なのか伺います。</p> <p>(2) 支援物資・飲料水の配給体制について      災害発生時、在宅避難者への支援物資や飲料水の配給について、配給拠点の場所や運用方法など、具体的にどのような手順で行うのか伺います。</p> <p>(3) 地域との連携・平常時からの備えについて      在宅避難者支援を効果的に行うために、自主防災組織や町内会、さらには民間事業者との連携が不可欠です。本市として、連携体制の構築をどのように進めているのか伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。